

緊急雇用対策に関する提言・要請

平成21年1月14日
全国知事会

米国に端を發した金融危機は、世界的な景気悪化を引き起こし、我が国の雇用情勢にも大変厳しい影響を与えている。具体的には、昨年秋以降、全国各地で大量の非正規労働者の契約打ち切りや派遣社員の雇い止め、さらには、新卒者の内定取消しなど、極めて深刻な事態を招いており、しかも、その勢いは増している。こうした急速に悪化した雇用環境を改善するために、われわれ地方自治体は、この間、それぞれができる範囲で、地域の雇用対策に全力を挙げて取り組んでいる。

しかし、本来、雇用政策の一義的な責任と役割は政府にあり、また、地方の取組と連携することで、更なる効果が期待されているところである。

そこで、国においては、景気対策・中小企業対策について引き続き万全を期し、関連予算の早期成立を図るとともに、全国知事会としては、次の事項について、緊急の雇用対策を速やかに実行されるよう提言し、要請するものである。

1 国が打ち出した雇用対策の早期実現と実効性ある取組

- (1) 昨年10月に公表した「雇用セーフティネット強化対策」、同12月の「新たな雇用対策」、「生活防衛のための緊急対策」の速やかな実現のため、関連予算の早期成立を図ること。
- (2) 「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業交付金」については、失業者雇用割合などの過度な事業実施要件を撤廃し、地方の裁量により主体的に取り組むことができるものにする。また、地方が先行実施した事業への遡及適用を行うこと。
- (3) 地方自治体が行う緊急対策への特別交付税措置については、地方の実情を十分勘案し、各団体において離職者等の緊急雇用、居住確保対策等を迅速かつ効果的に実施できるよう十分な支援を行うとともに、早期に配分を行うこと。

2 ハローワークとの連携強化

就職斡旋の拠点であるハローワークと地方自治体との連携強化を始め、求人と求職のミスマッチを解消するための一段の取組を行うほか、地方自治体や民間企業が取り組む雇用対策情報を常時掲載するなど、雇用対策情報の更なるネットワーク化に早期に努めること。

3 人材不足への効果的な対応

人材不足が叫ばれている分野（農林水産業、中小企業、福祉・介護、警備業等）については、十分な研修の実施や住居の確保などの体制整備を図り、有効な雇用対策を実現すること。

4 生活・就労支援の取組強化

離職者等に対する生活・就労支援として、雇用保険の適用拡大や、きめ細かな職業訓練の実施、幅広い職業紹介への取組、迅速な公営住宅の提供など、包括的な取組を強化すること。

5 非正規労働者の処遇改善の推進

雇用調整の影響を受けやすい日雇い派遣労働など非正規労働者の処遇について、正規労働者との均衡を踏まえ改善を図るなど、法的な整備についても検討を行うこと。

ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業交付金の改善要望

	要望項目	現 状	要 望 内 容
1	人件費割合要件の撤廃、新規雇用者割合要件の撤廃	①人件費割合概ね8割以上+新規雇用失業者割合概ね3/4以上 又は ②人件費割合概ね7割以上+新規雇用失業者割合概ね85%以上	現状の人件費割合要件、新規雇用者割合要件を撤廃し、地方の裁量に委ね、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。
2	対象事業要件の撤廃	ふるさと雇用再生特別交付金事業では、建設・土木事業や軽作業、事業継続性が見込まれないものは不可	地方の裁量に委ね、多様な事業展開を図れるよう、対象事業要件を撤廃すること。 また、就職に結びつく研修事業についても対象とすること。
3	雇用期間要件（原則）の撤廃	ふるさと雇用再生特別交付金事業では原則1年以上で更新可能、緊急雇用創出事業では6ヶ月未満で原則更新不可	現状の雇用期間要件（原則）を撤廃し、より流動的で多様な対応が出来るようにすること。
4	事業実施主体要件の撤廃	ふるさと雇用再生特別交付金事業は委託のみ可能、緊急雇用創出事業では自治体の直接実施も可能	ふるさと雇用再生特別交付金事業においても自治体の直接実施を可能とするとともに、緊急雇用創出事業においては自治体の直接実施の対象事業範囲に制限を設けないこと。
5	基金の配分額の変更	ふるさと雇用再生特別交付金事業で合計2,500億円、緊急雇用創出事業で合計1,500億円、合計4,000億円	各種の要件撤廃が行われない場合、特にふるさと雇用再生特別交付金事業の実施が困難なため、より実施しやすい緊急雇用創出事業の増額（ふるさと雇用再生特別交付金事業からの配分変更）など、基金間において弾力的な制度設計を図るため、自治体の判断で配分額の変更が出来るようにすること。
6	自治体での事務負担への対応	事業実施以外の部分に関しては自治体の持ち出しとなっている	基金事業の実施に際して発生する、自治体での膨大な負担を鑑み、当事業の実施に際して基金から相応の事務費負担を認めること。
7	先行実施した緊急対策事業への遡及適用	基金成立前の遡及適用については明言されていない	各都道府県が厳しい財政状況の中、危機的な雇用情勢を踏まえ、緊急的に先行実施した雇用対策事業に対し、基金からの遡及適用を可能とすること。

8	交付予定額の早期提示	基準配付額が示されていない	交付予定額を早期に提示し、通知すること
9	事務手続きの簡素化	詳細不明	報告回数の抑制、各種事務手続きの簡素化を図り、自治体の負担を軽減すること。 また、地域基金協議会の設置については、自治体の判断で設置の有無を決定できるようにすること